



資料集 消費者市民社会

💡 消費者ってだれのこと？



お金を払って、モノやサービスを購入（こうにゅう）したり利用したりする人のことを消費者といいます。
大人だけではなく、小学生や中学生も消費者の一員として社会に参加しています。

💡 購入は投票と同じです。



💡 消費者市民社会って何？

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



わたしたちの消費行動が、現在や未来にわたって、日本や世界の社会情勢、地球環境（ちきゅうかんきょう）に与える影響（えいきょう）を自覚して行動する人を「消費者市民」と言います。

この「消費者市民」が主役となって、社会や環境のことを考え行動し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に関わる社会を「消費者市民社会」と言います。

💡 持続可能な開発目標『SDGs（エス・ディー・ジーズ）』って何？

世界では、「貧富の差」、「不平等や差別」、「自然災害の増加」、「環境破壊」様々な問題が起きています。

こうした問題を放置することなく、未来の暮らしを守るために行動をしていかなければなりません。

こうした中、2015年には、世界が一丸となって取り組むために、2030年度までに達成すべき具体的な目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が、国連で採択されました。

今後私たちは、世界中の人々と協力し、公正で持続可能な社会の実現に向けて、取り組んでいくことになります。

💡 私たちの消費が世界をかえます

私たちの消費行動は、未来の社会に大きな影響を与えます。

私たち一人一人の小さな行動が社会を変える力となり、世界の問題解決に繋がります。

自分のことだけでなく、地域の人々やこれから生まれてくる子どもたち、さらには環境や社会のこと、未来や世界のことを地球規模（ちきゅうきぼく）で考えて行動できる、「消費者市民社会」の一員をめざしましょう。

高齢者があいやすいトラブル

＜点検商法＞

排水溝や床下、屋根などを「無料で点検・掃除する」といって訪問し、「柱が腐っている」「家が壊れる」「瓦がズレて雨もりする」などと不安をあおって、必要な工事や商品を契約させる手口です。

💡 こんな誘い文句にご用心！

- 「今日だけ割引」「キャンペーン中」などと契約を急がせる
- 「瓦がズレている」「シロアリで柱がボロボロ」などと不安をあおる
- 「法律で義務付けられている」「市から委託されている」などと正規の点検を装う

💡 アドバイス



- 事業者は、業者名、訪問目的を告げる義務があります。
まず、「どなたですか、何のご用ですか」と確認を！
- 契約を急がせる誘い文句には要注意！
- すぐに契約せず身近な人に相談し、複数の事業者から見積もりを取り比較検討しましょう！

＜催眠商法（ハイハイ学校）＞

閉め切った会場に人を集め、景品を無料で配るなどして、会場を盛り上げ、冷静な判断ができない状態になったところで、最終的に布団や健康器具などの高額な商品を売りつける商法です。

💡 ここが怖い・・・

- 無料や低価格で日用品などを提供すると言って会場に誘い込む！
- 景品やサンプル商品を配り、得した気分にさせる！
- 会場から出られないよう見張り、高額な商品を契約するまで帰さないことも！

💡 アドバイス



- 会場に入らないことが第一！入ったら何も買わずに帰るのは至難の業です。

高齢者があいやすいトラブル

＜訪問購入（押し買い）＞

最初は「なんでも買取ります」と電話があり、訪問日時をとりつけ、実際には「不用な貴金属を高く買い取る」と言って、不正に安い価格で買取る手口です。

💡 アドバイス



- 訪問購入での飛び込みの勧誘は法律で禁止されています。
呼んでいない業者が来たら、きっぱり断りましょう！
- 業者に買い取りを依頼する場合には、家族や友人などに同席してもらいましょう。
- 売るつもりのない物を安易に見せてはいけません。
- 売るときには、必ず業者から契約内容が書かれた書面をもらいましょう。
- 契約後8日間は、商品の引き渡しを拒むことができます。

＜架空料金請求詐欺＞

公的機関や実在する事業者などを装ってハガキやSMSを送りつけ、巧みにお金を振り込むよう誘導する詐欺です。

💡 架空料金請求によくあること

- 「最終告知」「民事訴訟」「訴訟受理」等の言葉が使われている場合が多い。
- あいまいな内容で不安をあおり、連絡をさせようとする。
- 連絡をさせるための誘い文句がある。連絡をすると住所や氏名などを聞き出されて脅されたり、高額な請求をされたりする。
- 「民事訴訟管理センター」「独立行政法人」「法務省認定」「◆◆管理局」などと公的機関のような名称を名乗る場合が多い。
- 有名企業を名をかたり電話をさせるため、無差別に送ってくる。

💡 アドバイス



- 身に覚えのない請求は無視し、一切連絡しないようにしましょう。（個人情報を伝えてはいけません。）
- 一度連絡してしまうと、相手に電話番号が知られてしまい、脅迫めいた電話がかかってくることがあります。
- あやしいと思ったら支払わず、消費生活センターに相談しましょう。